

松阪警察署協議会議事録

令和5年度第1回松阪警察署協議会	
日時 場所	令和5年6月22日（木）午後3時～午後5時00分 松阪警察署4階訓授室
出席者	<p>1 警察署協議会 13名 梅村光久委員、北村浩文委員、グエン ダン ギア委員、齋藤あゆみ委員、下村真也委員、鈴木寛子委員、高岡良治委員、林明臣委員、前川長三郎委員、前田朱美委員、松田孝美委員、村林由美子委員、山本哲也委員、</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務官、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>3 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介</p> <p>4 警察署協議会制度説明</p> <p>5 会長・副会長の選出及び挨拶 警察署協議会委員の互選により、会長に梅村光久委員を選出した。会長が下村真也委員を副会長に指名した。</p> <p>(1) 会長挨拶 「警察署協議会の趣旨にあるように、地域の皆様と松阪警察署との橋渡し役となり、住みやすく、安心して暮らせる地域を目指して皆様と一緒に警察署協議会を運営していきたい。」旨挨拶した。</p> <p>(2) 副会長挨拶 「警察署協議会が機能していくように、微力ながら手伝っていきたい。また、警察の各種活動を住民にお知らせする役目も担っているので、ご協力をお願いしたい。」旨挨拶した。</p> <p>6 管内治安情勢（警察署長）</p> <p>(1) 刑法犯認知件数 「令和5年5月末現在の刑法犯認知件数は、前年同期と比べて増加している。」旨説明した。</p> <p>(2) 特殊詐欺事件の認知状況 「令和5年5月末現在の特殊詐欺の認知件数は、前年同期と比べて増加している。」旨説明した。</p> <p>(3) 交通事故発生件数 「令和5年5月末現在の交通事故発生件数、死者数ともに前年同期と比べ増加している。」旨説明した。</p>	

7 速度取締り指針の説明（交通第二課長）

8 協議内容

(1) 空き巣対策について

<委員> 空き巣などの侵入窃盗に対する被害防止対策を教えてください。

【署長】 侵入窃盗を防ぐためには、防犯カメラや防犯灯設置のほか、二重ガラスや補助ロックの設置など、犯行がしづらい環境を作ることが有効である。

最近では、空き家を狙った侵入窃盗も増加していることから、貴重品を置かないようにすることも大切である。

(2) 警察手帳について

<委員> 先日、私服の警察官と話をすることがあり、その時に警察手帳を呈示された。最近、警察官を騙る犯罪が増えているが、呈示された警察手帳が本物かどうかを見極める方法はあるのか。

【署長】 警察官を騙る特殊詐欺事件も発生しているので、来訪した者に不審点があれば、相手の言葉を鵜呑みにせず、速やかに警察に連絡してほしい。

(3) 速度取締り指針について

<委員> 先ほど、速度取締り指針の説明を受けてその詳細を知ることができたが、一般の方が知る方法は、ホームページの閲覧以外に何かないのか。

【交通第二課長】 ホームページ以外に掲載していないので、交通安全教室や老人会などを通じて、ホームページに掲載されていることを伝えている。

取締り場所は、あくまでも指針で示しているが、交通情勢によって取締り場所を変えている。

できる限り一般の方に広く周知できるようにしていく。

(4) 町内のパトロールについて

<委員> 私が暮らす飯南町は高齢者が多いところであり、毎日パトロールしてもらっているおかげで安心して過ごせているのでとても感謝している。

【署長】 受け持ちの駐在所や、自動車警ら班が連携してパトカーの赤色灯を点灯してパトロールを行っているので、何か要望があれば連絡いただきたい。

(5) 横断歩道の設置について

<委員> 先日、明和交番所長から、ある事案について迅速丁寧な説明をしてもらい、説明を受けた方々が大絶賛していた。この場をお借りして御礼申し上げます。

ところで、自治会内で横断歩道を設置してもらいたい場所があるが、設置基準を教えてください。

【署長】 交通規制に関する要望は、多数寄せられている。

横断歩道の設置基準の例として、「車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所」などがある。

横断歩道の設置には、その設置基準や交通事故発生状況などを踏まえて検討する必要がある。

自治会として要望してもらえれば検討させていただく。

(6) 少年の健全育成について

<委員> 管内治安情勢の説明で、「児童虐待・通告人数」とあったが、「通告」とはどのような意味なのか説明していただきたい。

また、一般的に虐待というと、暴力を振るうというイメージが強いが、子供の面前で夫婦喧嘩することが心理的虐待に当たることを知らないケースも多いと思われる。

心理的虐待を減らすために、どのような活動をすればよいか教えていただきたい。

少年犯罪も時代の変化とともに、犯罪の形態が変化しているように感じる。地域として何かできることはないのか。

<委員> 学校現場でもデジタルタトゥー等については口を酸っぱくして指導している。

昨今、闇バイトであることを認識せずに高額報酬に魅力を感じて犯罪に手を染める若者が増えているが、松阪警察署管内で闇バイトに関する相談や未然防止した事例はあるのか。

【署長】 通告とは、児童虐待又は児童虐待のおそれがある場合に児童相談所へ連絡することである。この人数は、警察から連絡した人数である。

心理的虐待は、配偶者への暴力や暴言を子供に見せることなどが含まれ、虐待を受けた子供が親になった時に同じような行為をしてしまうおそれがある。

そのため、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を密にし、情報共有を図っている。

児童虐待の情報があれば、すぐに警察や児童相談所に連絡していただきたい。

闇バイトについては、捜査の都合上、詳細は申し上げることにはできないが、本県においても同様の事案は発生している。

この種事案を未然に防止するためには、学校関係者や地域の方々との連携が必要不可欠であるので、協力をお願いしたい。

9 警察署長謝辞

備 考	報道機関 2 社 2 名
-----	--------------